



テミス通信

第 33 号 / 2018年5月

発行元：佐井司法書士法人

佐井司法書士法人

〒530-0047

大阪市北区西天満6丁目7番4号

大阪弁護士ビル903号

TEL 06-6365-1755

FAX 06-6365-1109



鯉のぼり

爽やかな五月の風の中、外歩きが楽しい季節となりました。

日経新聞(2018.5.5)の「何でもランキング 笑みこぼれる「にっこりお菓子」」に、可愛らしい表情の動物や、スマイルマークが施されたケーキやお饅頭が紹介されていました。その特別感が嬉しく、コミュニケーションにも役立つことから、ちょっとした贈り物に選ばれているとのこと。

昔から「ある」ような、でも「ちょっと新しいひと工夫」に、

「ほとんどすべての人間は、もうこれ以上アイデアを考えるのは不可能だというところまで行きつき、そこでやる気をなくしてしまう。勝負はそこからだというのに。」という、トーマス・エジソンの言葉を、ふと、連想しました。

「テミス通信 第33号」をお届けします。

(佐井恵子)

読者の声・笑顔の(^w^)

第32号の「京都迎賓館の庭」の写真に、「庭園に興味があるの!？」と、写真集「尼崎博正作庭集 市中の山居」を届けて下さったH様、庭談義にしばし時を忘れました。ありがとうございます。

「石と草木と水」そして「時」が織りなす庭は、ため息がでるほど美しく、作庭にあたり、「一本一本でなくて、互いに木同士が『思い合い』ながら織りなす空間を作り出していく」という著者の言葉が、心に響きました。

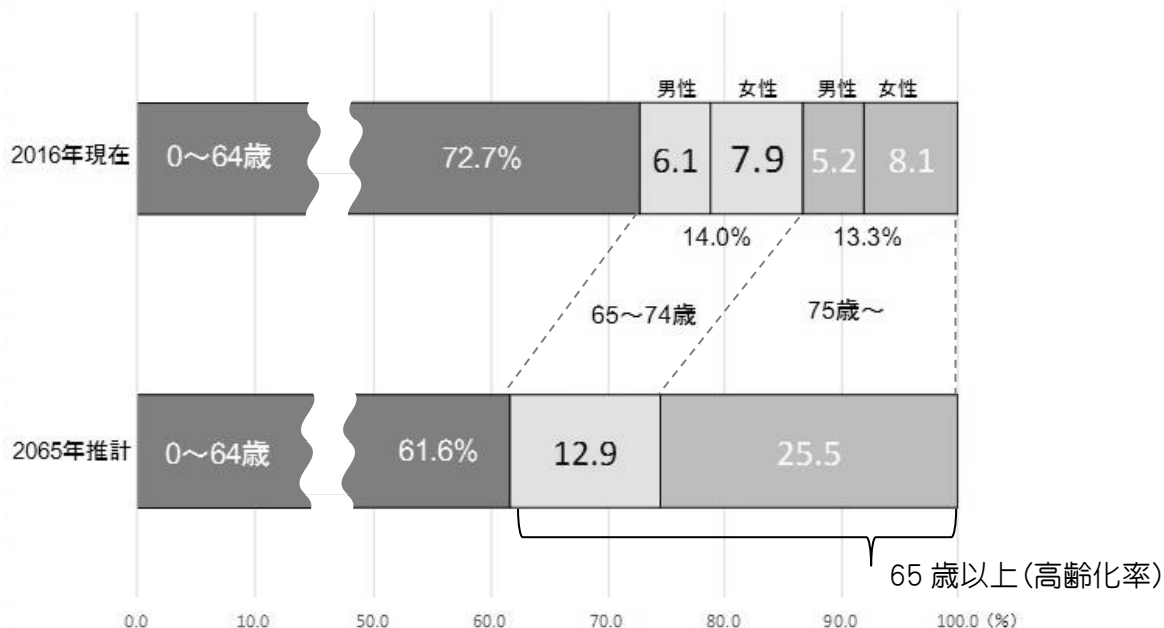
通信の「テミス」とは、剣と天秤を持つ正義の女神。佐井事務所のシンボルです。



超高齢社会に備える ～相続法改正～

年齢別人口の割合

(平成 29 年版高齢者白書より作成)



今、超高齢社会と言われていています。65歳以上高齢者人口の総人口に占める割合(高齢化率)27.3%のうち75歳以上人口割合は13.3%。約50年後には、高齢化率38.4%のうち75歳以上人口割合は25.5%に及ぶと推計されています。このような超高齢社会への対応として、40年ぶりの相続法改正案には、「生存配偶者」(その多くは高齢女性)の、夫婦の年齢差や平均寿命の長短に由来する「その後の長い単身者生活」をいかに保証するかという視点が求められるようになります。3月13日に、現在開会中の第196回通常国会に提出された改正法案。相続税への影響も見込まれます。その内容を、一部ご案内します。

1. 新しい権利「長期配偶者居住権」創設

配偶者が自宅を相続しなかったとしても、今まで通り自宅に住み続ける居住権を保護する「長期配偶者居住権」(以下、「配偶者居住権」という。)が新しく創設されました。配偶者が被相続人の財産であった建物に相続当時も住んでいた場合に、その建物全部について、原則として配偶者の終身の間、無償で使用収益できます。下図の通り、配偶者居住権の評価額が所有権の半額とした場合、配偶者に、より多くの生活資金を確保しやすくなります。また、この権利を譲渡することはできませんが、配偶者が転居せざるを得なくなった場合には、建物所有者に買い取ってもらうか、所有者承諾の上で、権利の範囲で、第三者に建物を賃貸し、賃料を得ることができます。「配偶者居住権」は、婚姻

夫が亡くなり、妻と子が相続
《家》2000万円 《預貯金他》3000万円



期間の長短に影響を受けませんが、配偶者だからといって当然に認められるわけではなく、遺産分割協議や遺贈等、あるいは家庭裁判所の審判が必要です。

なお、相続当時、被相続人が配偶者以外の者、例えば被相続人が子と共有していた場合には、配偶者にこの権利は認められませんので、注意が必要です。

2. 居住用不動産の夫婦間贈与と遺産分割協議

婚姻期間 20 年以上の夫婦につき一度に限り、住用不動産について 2000 万円まで配偶者控除ができるという「夫婦間贈与の特例」を利用されている方は多いと思われます。

夫婦間贈与で、既に《家》2000万円は妻名義

相続開始時、夫の総遺産は《預貯金他》3000万円



居住用不動産贈与の対象となる財産は、現行制度では、左図の通り、遺産分割協議をするに際しては遺産の先渡しがあったと考えて、遺産総額 3000 万円に贈与の額 2000 万円を合算した額が相続財産であるとし、具体的な相続分を計算をするところ、改正により、夫婦間贈与に限り、配偶者の居住権保護という観点及び当時者の通常の意味

にも合致することから、遺産分割の対象から外すという意思表示があったものと推定する規定が付け加わります。その結果、相続財産は預貯金 3000 万円として相続分を計算することになり、配偶者の生活資金の確保が見込めます。

3. 相続人以外の者の貢献が報われる「特別寄与」

被相続人に対して「無償」で療養看護等を行ったことにより、被相続人の財産の維持又は増加に特別の寄与をした者（以下、「特別寄与者」という。）は、相続の開始後、相続人に対し、特別寄与者の寄与に応じた額の金銭の支払いを請求することができるという規定が新設されます。「特別寄与者」とは、「相続人、相続放棄をした者、欠格事由または排除された者」以外の「親族」のうち、療養看護を尽くした「先立った子の配偶者」や「相続人でない兄弟姉妹」等が該当します。相続人との間で協議が整わないときは、家庭裁判所に対して、協議に代わる処分を請求することができるようになります。本人が、生前に報いておけば良いのですが、請求権が認められたことは、一歩前進ではないでしょうか。

（佐井恵子）



本の出版 「超高齢社会の家族法と法律実務」

大阪司法書士会家族法研究会は、平成 30 年 3 月に日本加除出版株式会社から本を出版しました。タイトルは、『超高齢社会の家族法と法律実務』。監修は、家族法研究会で日頃よりお世話になっています床谷文雄 大阪大学大学院国際公共政策研究科・法学部教授です。

私も、執筆者の一人として、多くの時間をかけ大変苦労しましたが、研究会メンバー全員の、実務家として、今ある社会の課題に対して、なんとか今ある法律を使って解決策を探り出そうという姿勢が貴かれていて、読んで面白い、実務に役立つ意欲作となったのではないかと思います。書店で目についた時には、手に取っていただければ嬉しいです、ご要望があれば取寄せもいたしますのでお申しつけ下さい。（佐井恵子）

超高齢社会の家族法と法律実務【無縁】【後見】【遺言】【遺留分】

～シニアシフトにいかに対応すべきか これからの財産承継を考え、

司法書士が描くランドデザイン～

床谷文雄・監修 大阪司法書士会 家族法研究会・著 日本法規出版株式会社



民法（債権法）改正 第1回

公証人による保証意思確認手続きを新設

保証とは、『主債務者が債務の支払をしない場合に、これに代わって支払をする責任』のことを言います（民法 446 条）。保証制度は、中小企業向けの融資においては、主債務者の信用の補完という観点から、重要な役割があるとされていますが、一方で、その事業に関与していない親戚や友人などの第三者が安易に保証人となっていまい、予想もしない多額の債務の支払を請求される事態が後を絶ちません。

そこで、事業用融資において、経営者（社長）が会社の債務を保証することは、依然として有用な場合があることは否定できず、規制の対象外とされましたが、第三者である個人がこれを保証することは、平成33年（2020年）4月1日から施行の改正民法により、厳格な要件の下で制限されることとなりました。

具体的には、第三者における事業用融資の保証契約は、その締結の日前1か月以内に公証人があらかじめ保証人本人から直接その保証意思を確認しなければ、効力を生じないとされます。

適用が除外される者（第三者とはされない者）

- ①主債務者が法人である場合の理事、取締役、執行役等
- ②主債務者が法人である場合の総議決権数の過半数を有する株主等
- ③主債務者が個人事業主である場合の共同事業者
- ④主債務者が個人事業主である場合の事業に現に従事している主債務者の配偶者



保証契約締結時の情報提供義務

保証人は、主債務者の財産状況等（保証のリスク）を十分に把握していないまま保証契約を行うケースが多く、現状においては、主債務者、債権者ともに主債務者の財産状況等を保証人に伝える義務を負っていません。この点が問題視され、個人に対して事業用融資の保証を委託する場合には、主債務者は、次の内容をあらかじめ保証人に提供しなければならないとされました。

- ①財産及び収支の状況
- ②主債務以外の債務の有無、その債務の額、その債務の履行状況
- ③担保として提供するものがあるときは、その内容（土地、工場等）

債権者が、この義務違反を知っていた又は知り得たにも関わらず締結された保証契約については、保証人は保証契約を取り消すことができるとされています。



主債務の履行の状況に関する情報提供義務

保証人にとってみれば、主債務の履行状況は重要な関心事ですが、その情報の提供については、明文の規定がなく、銀行等の債権者にとっても、保証人からの求めに応じて、主債務者のプライバシーに関わる情報を提供をしてよいか判断に苦慮してきました。そこで、債権者は保証人から請求があった場合には、主債務者の同意なくして、不履行の有無、残額等についての情報を提供しなければならないとされました。

期限の利益を喪失した場合の保証人の保護

保証人の負担額は、主債務者が支払を遅滞した後に発生する遅延損害金によって大きくふくらみます。主債務者が支払を遅滞し、期限の利益を喪失したことを保証人が知ることができれば、早期に立替払いもできますが、現状においては、債権者から保証人への通知義務がないため、保証人は知るよしもないということがあります。そこで、主債務者が期限の利益を喪失したときは、債権者は、個人保証人に対し、その喪失を知った時から2か月以内に、その旨通知しなければならないとされ、2か月以内に通知をしなかったときは、債権者は、期限の利益の喪失した時から通知をするまでの遅延損害金については、保証債務の履行を請求することができないとされました。

（山添健志）

不動産登記セミナー ご報告

「よくわかる！不動産登記の基礎知識 登記簿の見方 講座」山添が講師を担当して、平成30年4月17日、弊所において開催しました。不動産登記の制度や歴史を一緒にたどり、皆様真剣に耳を傾けていただき、私も熱が入り、あっという間の2時間でした。

アンケートをご紹介します。

- ・不動産登記の歴史から、司法書士の仕事内容も聞くことができ、良い機会でした。
- ・項目がひとつひとつ説明されている資料がわかりやすかったです。
- ・改めて大阪城や公共施設の登記にも関心を持つようになりました。
- ・実務に関係する内容でしたが、わかっているようできちんと理解できていないことがわかり勉強になりました。
- ・登記というものに、とても興味を向けさせてくれる時間でした。
- ・マンションの登記簿は初めて目にして勉強になりました。

ご参加いただいた皆さま、ありがとうございました。
第2弾は6月12日（火）開催いたします。
奮ってご参加ください。

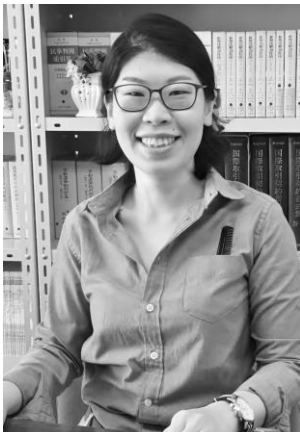
（山添健志）

よく分かる！不動産登記の基礎知識 登記簿の見方講座

開催日時 6月12日（火）18時～20時

受講料 1,000円（顧問先様 無料）

佐井事務所スタッフ 他己紹介



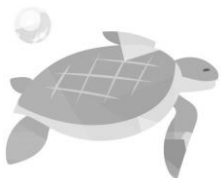
テミス通信第5号（2013年9月）以来、お久しぶりのスタッフ他己紹介。
佐井事務所のスタッフってどんな人？ 他のスタッフに語ってもらいました。

「かの「やしきたかじん」にも負けないほど（親ばかかも？）、古今東西の映画に詳しく、読書家で、料理上手。ぼそっと言う一言が面白い、お姉ちゃんタイプです。事務所では、創意工夫をしながら、裏方仕事も弱音を吐かず頑張ってくれています。」（佐井）



「主に経理業務と後見業務の非常に頼れるスタッフです。
機械に弱い自分とは違い、コンピュータにめっぽう強くトラブルや各種設定は何でもおまかせあれで、頼りっぱなしです。ちなみに文房具の収集が趣味で、ホームページからのリンクでツイッターの記事もありますので是非ご覧ください。（^^）」（山添）

「停滞気味です、すみません！！」（佐井（陽））



「陽子さんは、とても頼りになる成年後見業務の先輩です。右も左もわからず、担当することになった成年後見の業務をひとつひとつ丁寧に教えて下さり、又フォローして下さっています。綺麗に整頓された書類は私の憧れかつ見習いたいところのひとつです。」

また、お昼休みに美味しい食べ物やパン屋さんの話など、教えて頂くのを密かに楽しみにしています。
私もいいお店、発見したらまたご報告しますね。」（後藤）

「テミス通信第1号発行からエディターとして支えてくれています。可愛いイラスト等を交えたレイアウトのお陰で、毎号読みやすい記事になっています。」

パソコンスキルは事務所内イチ！スタッフ一同、パソコンで分からないことがある度に助けを求めている気がします（笑）」（中村）



自筆証書遺言セミナー ご案内

「誰でもできる！ 自筆証書遺言の書き方講座」第7弾を下記のとおり開催します。相続法改正案も3月13日に国会に提出されました。約40年ぶりの民法相続分野の大幅な見直しとなります。全文自筆でなければならない自筆証書遺言の財産目録を、パソコンで作成することも可能とし、法務局で自筆証書遺言を保管する制度を創設するなど、なにかと注目を集める自筆証書遺言の書き方を佐井がお伝えします。ご好評につき、お席は残り1名様となりますが、どうぞお気軽にお問い合わせください。（佐井恵子）

開催日時 6月7日（木）14時～16時
（15時30分より茶話会）

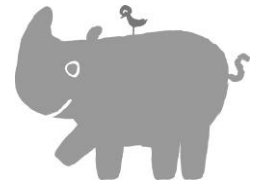
受講料 3,000円（顧問先様 2,000円）
ご参加いただいた方には『ココヨの遺言書キット』（2,500円相当）を進呈！



社会貢献活動として、古切手やペットボトルのキャップを収集しています。沢山の古切手・キャップをお持ち下さいました。お名前をご紹介します。千葉潮様、株式会社裕スカイ様、事務所ビル管理会社の太平ビルサービス様。ありがとうございました！ 確かにお預かりしました！

テミス通信 最後までご覧いただき、ありがとうございます。

- ・ 去る4月17日、兵庫県立阪神シニアカレッジ4年生の皆さまに、～家族の変遷からみる相続法の改正と「遺言」の活用～と題して、お話しをさせていただきました。今号の「相続法改正」の記事は、その一部を抜粋して載せています。
- ・ 司法書士には年間12単位の研修受講が義務づけられています。私の昨年度の研修単位は61.5単位。1単位60分ですので3690分間、土日、平日夜に勉強していたこととなります。もっとも、昨年度はあくまで平常時。債権法、相続法と、大きな法律の改正が重なると、これでは足りません。今年度は、勉強の機会が増えそうです。
- ・ ゴールデンウィークは、いかがお過ごしでしたか。私は、所用があってレジャーは叶いませんでしたが、しばしパソコンから離れ、睡眠を十分にとってリフレッシュに務めました。研修に耐える体作り（笑）、これから先も健康でいられるために、もう少し積極的に体を動かしていかなければと思っています。さて、何がいいのでしょうか？
- ・ 一年に一度、チェロを調整するために楽器店に持って行くのですが、先日、「胴体の板を接着しているニカワが剥がれています。」えっ?!びっくりです。それを差し引いても、エンドピンや弦を替え、帰ってきた楽器はこんなにも変わるものかと、弦楽器の奥深さ、面白さを改めて感じています。（佐井恵子）



※佐井事務所のご依頼者、名刺交換させていただいた方、様々な機会にご縁をいただいた方にお届けさせていただいています。ご希望されない方や、宛先違いなど、ご迷惑をおかけしました方には、大変お手数ながらご連絡いただけると幸いです。

佐井司法書士法人 〒530-0047 大阪市北区西天満6丁目7番4号 大阪弁護士ビル903号

TEL 06-6365-1755 FAX 06-6365-1109 メール keiko@sai-shihou.jp

ホームページ <http://www.sai-shihou.jp>

ブログ <http://ameblo.jp/sai-shihou/> マイベストプロ大阪 <http://mbp-osaka.com/sai-shihou/>